

人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」

対象者：事業主(雇用保険適用事業所の事業主)
労働者(雇用保険被保険者)

対象条件：訓練の時間が10時間以上であること、OFF-JT(職場外研修) であること。

職務に関連した訓練で、以下のいずれかに該当する訓練であること

- ・事業展開を行うにあたり新たな分野で必要専門的な知識及び技能の習得の訓練
- ・企業内のDXやグリーンカーボンニュートラル化を進めるにあたりこれに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得

助成率：経費助成 **75%**(60%) + 賃金助成960円(480円)/時・人

助成限度額：30万円(20万円)

*()内は中小企業以外

注意：e-ラーニング、通信制、定額サービスによる訓練は経費助成のみです。

主な流れ

- 1) 各都道府県労働局へ計画、必要書類の提出 *訓練開始の1ヶ月前まで
(訓練実施計画届、年間職業能力開発計画、訓練カリキュラム等)
- 2) 労働局から申請受理の通知 *訓練開始の1週間程度前
- 3) 訓練の実施 (ドローンスクールの講習を受講)
- 4) 支給申請書の提出 *訓練終了日の翌日から2ヶ月以内
- 5) 助成金の受給

以上、助成金について大まかな流れをご紹介しましたが、制度内容の変更もあり本内容が必ず正しい情報とは限りません。

そのため最新の助成金に関する詳しい内容は各都道府県の労働局の窓口で確認するようにして下さい。

滋賀県労働局：TEL077-526-8686

京都府労働局：TEL：075-241-3212

大阪府労働局:TEL06-7669-8900